

埼玉県防犯のまちづくりに関する協定の締結について

当金庫は、子供や女性、高齢者等を犯罪被害から守るとともに、多発している街頭犯罪や侵入盗などの犯罪を防止するため、埼玉県および埼玉県警察本部と連携して防犯のまちづくりを効果的に推進し、もって安全で安心な県民生活の実現を図る目的で標記協定を平成 29 年 5 月 1 日に締結しました。

標記協定に基づき、当金庫は、事業活動を通じて、次の事項の推進に努めることが求められています。

- (1) 犯罪を現に認め、または犯罪や不審者に関する情報を認知した場合には、積極的に 110 番その他の方法により警察に通報すること。
- (2) 子供や高齢者等で保護を要する人を発見した場合には、速やかに警察または関係機関に通報すること。
- (3) 埼玉県および埼玉県警察本部が作成する防犯に関する標章の事業所、車両への貼付に協力する。
- (4) 防犯のまちづくりに関する取組について宣言書を作成し、その実施に努める。
＜当金庫の宣誓: 高齢のお客様に、振り込め詐欺等の被害防止の注意喚起をします＞
- (5) 埼玉県および埼玉県警察本部が行う広報、啓発活動に協力する。
- (6) その他防犯のまちづくりの推進に資すること。

当金庫の「行動綱領」においても、地域社会とのコミュニケーションや社会貢献活動への取組みが謳われており、その内容は、標記協定の目的達成のための活動に合致するものであると思われま

